

※ 申請の前に必ずお読みください ※

令和 8 年度 奄美市教育・保育施設等利用のしおり

●申請受付期間

入所希望月	申請受付期間
令和 8 年度 4 月入所	1 次募集 令和 7 年 11 月 1 日(土)～令和 7 年 11 月 30 日(日) 2 次募集 令和 7 年 12 月 1 日(月)～令和 7 年 2 月 28 日(土)
令和 8 年度 年度途中入所	入所希望月の前月 10 日まで

※上記はオンライン申請の受付期間です。窓口申請の場合や詳細スケジュールについては P.8 をご確認ください。

●令和 7 年度 保育実施年齢

保育年齢	生 年 月 日	保育実施期間終了
0 歳児	令和 7 年 4 月 2 日以降	令和 14 年 3 月末
1 歳児	令和 6 年 4 月 2 日 ～ 令和 7 年 4 月 1 日	令和 13 年 3 月末
2 歳児	令和 5 年 4 月 2 日 ～ 令和 6 年 4 月 1 日	令和 12 年 3 月末
3 歳児	令和 4 年 4 月 2 日 ～ 令和 5 年 4 月 1 日	令和 11 年 3 月末
4 歳児	令和 3 年 4 月 2 日 ～ 令和 4 年 4 月 1 日	令和 10 年 3 月末
5 歳児	令和 2 年 4 月 2 日 ～ 令和 3 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月末

各総合支所保育担当課 問い合わせ先

【名瀬地区】

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8

名瀬総合支所 こども未来課 こども保育係 ☎ 0997-52-1160

【住用地区】

〒894-1202 鹿児島県奄美市住用町大字西仲間 111

住用総合支所 市民福祉課 福祉係 ☎ 0997-69-2111

【笠利地区】

〒894-0512 鹿児島県奄美市笠利町大字中金久 45

笠利総合支所 いきいき健康課 福祉係 ☎ 0997-63-2299

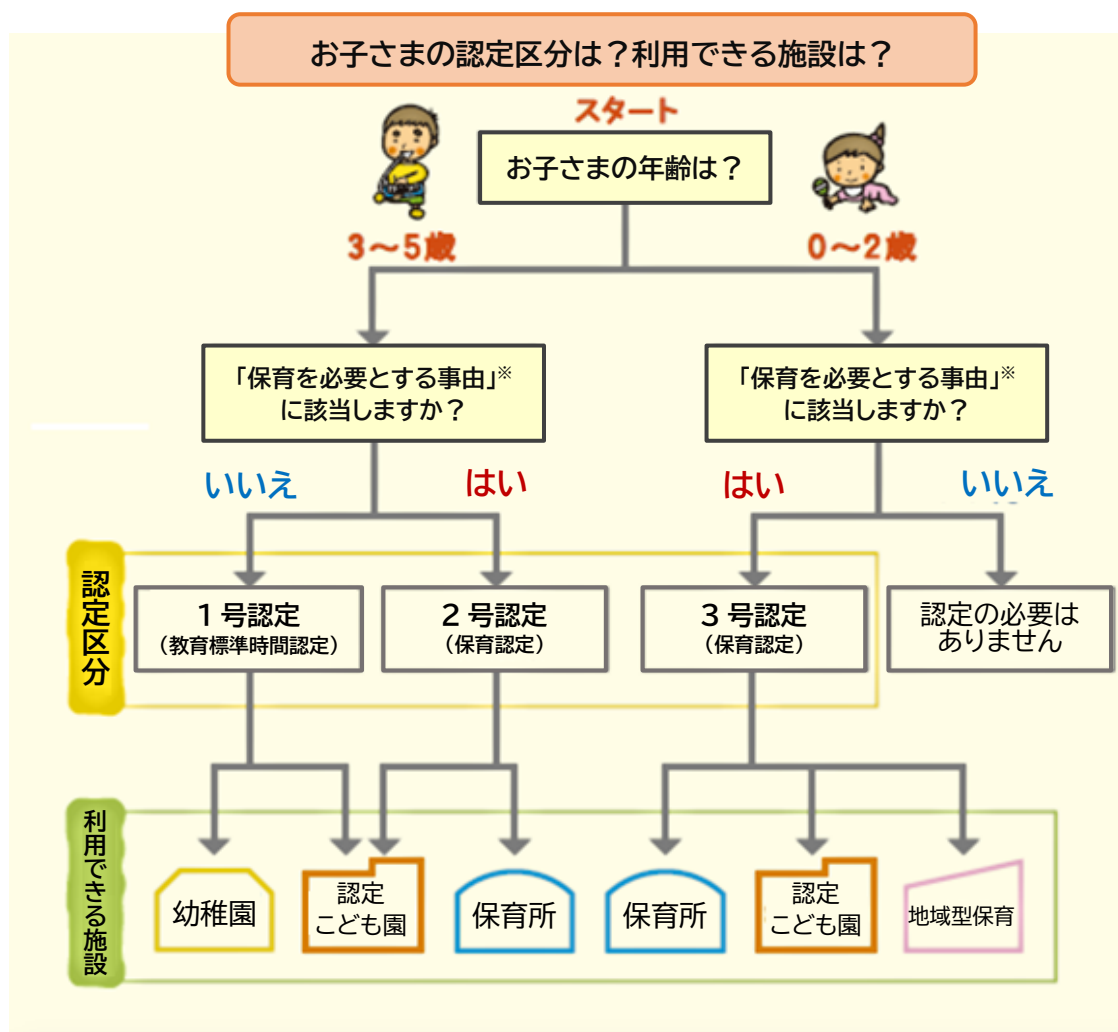
目 次

1. 教育・保育給付認定について -----	P.3
2. 市役所で利用申し込みができる施設 -----	P.4
3. 申請～利用開始までの流れについて -----	P.5
4. 利用申し込みの前に確認が必要な事項【重要】-----	P.6
5. 利用申し込みについて -----	P.7
6. 奄美市外の教育・保育施設を利用したい場合（広域入所） -----	P.11
7. 教育・保育施設をご利用中のお手続きについて -----	P.12
8. 保育所利用料について -----	P.14
9. 給食費免除範囲について -----	P.15
10. 各種利用料等のお支払いについて -----	P.16
(資料) 奄美市内の教育・保育施設一覧	

1. 教育・保育給付認定について

子ども・子育て支援法に基づき、市町村は保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無やお子さまの年齢といった客観的基準により下記の3つの区分に「認定」し、教育・保育の「給付」を行います。

このため、施設や事業の利用申し込みに加えて教育・保育給付認定の申請が必要です。また、認定された区分に応じて利用できる施設・事業が異なります。



※「保育を必要とする事由」については裏面および P.9 をご確認ください。

幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育
小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育をおこなう施設	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせもち、地域の子育て支援もおこなう施設	就労などの理由で家庭で保育をできない場合、保護者に代わり保育をおこなう施設	定員19人以下の少人数単位で 0～2 歳児の保育をおこなう施設

※「保育を必要とする事由」について

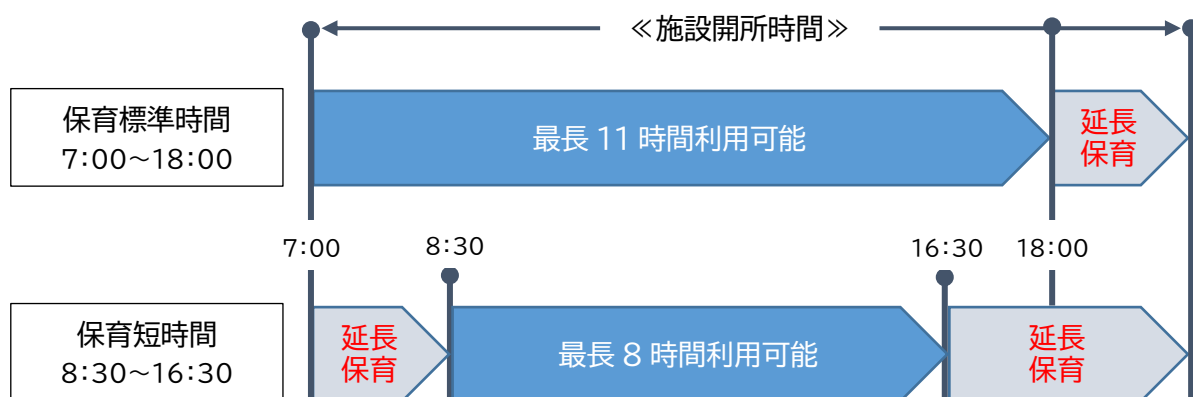
保育の利用をするためには「保育認定」を受ける必要があります。

保育認定を受けられるのは、保護者全員について「保育を必要とする事由（就労や疾病など、家庭でお子さまを保育することが困難である理由）」が認められる場合です。

保育を必要とする事由によって、保育必要量（保育施設に預けられる時間）※・認定期間・確認書類が異なりますので、詳細は P.9 をご確認ください。

※「保育必要量」について

保育必要量とは、お子さまを保育施設に預けられる時間のことです。保育認定と同時に保育必要量の認定を行います。保育を必要とする事由によって、保育必要量・認定期間・確認書類が異なりますので、詳細は P.9 をご確認ください。（幼稚園の預かり保育については、保育必要量の認定はありません。）



2. 市役所で利用申し込みができる施設

各施設の概要については右記 QR コードからご確認ください。

■ 市役所で利用申し込みができる施設

- 認可保育所
- 私立認定こども園（保育利用）
- 地域型保育
- へき地保育所
- 公立幼稚園
- 公立認定こども園

■ 希望する施設・サービスへ直接申し込みが必要な施設

- 私立幼稚園
- 私立認定こども園（幼稚園利用）
- 認可外保育所
- 一時預かり事業など



3. 申請～利用開始までの流れについて



利用開始希望月の前月 10 日まで※にすべての書類を揃えてオンライン申請

支給認定と教育・保育施設利用の申請を同時に行っていただきます。

事前確認事項・申請方法・申請書類・申請受付期間の詳細については、P.6～P.10 をご確認ください。

※ 令和8年4月入所については申込受付期間が異なりますので P.8 をご確認ください。

<申請受付締切日までにすべての書類がそろわない場合、認定対象外となり利用調整にかけることができませんのでご注意ください。>



利用開始希望月の前月 15 日～20 日の間で利用調整

世帯の状況（ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さまに障がいがあるなど）に応じ、保育の必要性などから優先順位を決め、利用する施設の調整を行います。

（※申し込み順に決定するものではありません）



利用開始希望月の前月 20 日頃までに利用調整の結果を通知

内定の場合 … 指定の連絡先へ電話にて入所内定のご連絡

入所保留（待機）の場合 … 「入所保留通知書」を送付（文書での通知は初回のみ）

※入所保留（待機）となった場合、申請変更や取下げなどをされない限り、保育認定期間内は引き続き利用調整を行いますので、改めて申請いただく必要はありません。



内定児童の健康診断書を取得し、各総合支所保育担当課窓口へ

結果通知にあわせ、登録メールアドレスへ「保育施設入所内定のお知らせと入所手続きのご案内」をお送りします。

必要書類等をご準備のうえ、期日までに各総合支所保育担当課へお越しください。

必要書類を確認させていただいたうえで、面談時に内定施設へ提出する入所内定書類をお渡しいたします。



入所内定施設での面談

内定施設より保護者さまへ日程調整の連絡が参りますのでご都合のよい日時を設定してください。

なお、面談時には「健康診断書」および「支給認定通知書」を必ず持参してください。



面談完了をもって入所決定

お子さまの健康状態など申請内容に虚偽の報告があった場合、必要な保育士・保育補助者が不足するなどの理由から入所不可となることもありますので、あらかじめご了承ください。

4. 利用申し込みの前に確認が必要な事項【重要】

(1) 特別な支援を必要とするお子さま

下記に該当する特別な支援を必要とするお子さまの申込をする場合、事前に希望施設へ対応可否についてご確認のうえお申し込みください。事前確認をされずに入所内定に至った場合、施設の状況によっては入所取消となることもありますのでご了承ください。(申請後に発症した場合は至急ご連絡ください。)

● アレルギーをもつお子さま

食物アレルギーをもつお子さまの場合、事前に病院で検査を受け「生活指導管理表」をご提出いただく必要があります。医師の診断がない場合、除去食の対応はできかねますのでご了承ください。

● 障害をもつお子さま

● 療育施設をご利用中のお子さま

● 医療的ケアが必要なお子さま

(2) 0 歳児のお子さま

申請受付は原則生後 6 カ月を経過したお子さまからとなりますが、施設によってお預かりできる月齢や時間帯が異なります。生後 6 カ月未満のお子さまを預けたい場合は、事前に利用希望施設へ対応可否についてご確認のうえお申し込みください。

※保育施設でお預かりできる条件・・・①首がすわっていること ②哺乳瓶からミルクが飲めること

(3) 育児休業から復帰する場合

育児休業から復帰することが決まっており、育児休業対象児童やそのきょうだいの保育施設利用を希望する場合、育児休業復帰予定日の 2 週間前から「ならし保育」の利用ができます。

《育児休業復帰の申請》

保育を必要とする理由:就労

必要書類:就労証明書(育児休業取得期間・復帰予定年月日が記載されているもの)

例) 復帰予定年月日が 9/1 の場合、2 週間前の 8/18 から利用開始可能

→8 月入所希望のため 7/10 までに申請

※ただし、4 月 1 日入所のお子さまについては 4 月 1 日からならし保育開始となります。※

(4) その他

- 利用開始後の「ならし保育」期間中は、お子さまが施設や食事に慣れ、フルタイムで保育できる状態になるまで短時間でのお預かりとなります。期間はお子さまによって異なりますのでご了承ください。
- 早朝・夕方の時間帯はどの保育施設も少人数の職員で対応いたします。安全性を考慮し、特に月齢の低いお子さまについては対応できない場合もありますので、詳細については利用施設へお問い合わせください。

5. 利用申し込みについて

(1) 申請方法…オンライン申請

(窓口申請をご希望の場合は各総合支所保育担当課へお問い合わせください)

※重要※

必ず「4.利用申し込みの前に確認が必要な事項【重要】(P.6)」の確認および「必要書類の事前準備(P.9・10)」を行ったうえでお申し込みをしてください。

＼申請フォームはこちらから！／

下記QRコードを読み取り、奄美市ホームページから申請フォームへ進んでください。

入所希望月によって申請フォームが違いますのでお気をつけください。

▼令和8年度4月入所申込



▼令和8年度年度途中入所申込



《 オンライン申請の流れ 》

STEP 01

必要書類の事前準備



令和8年度 奄美市教育・保育施設等利用のしおり
(以下「保育のしおり」という)
を読む

《 下記必要書類を準備 》

※保育のしおりP.9
「保育を必要とする事由」

※保育のしおりP.10
世帯の状況により「該当する場合のみ必要となる書類」

STEP 02

QRコード読み取り



▼令和8年度4月入所申込
ホームページ



▼令和8年度 年度途中入所申込
ホームページ



STEP 03

入力



《 入力の際のポイント 》

・上から順番に質問項目に回答

・必要書類の添付

①保護者の「保育を必要とする事由」欄で該当する項目を選択する

↓
②書類添付欄の📷マークを押し、写真撮影または画像データを選択

入力に際しご不明な点がある場合は
奄美市HP「よくあるご質問」を確認または
各総合支所保育担当課までお問い合わせください。

STEP 04

内容確認・送信



申請内容を確認

送信

※ 申請内容の確認・修正依頼のため、電話または登録メールアドレスへご連絡を差し上げることがあります。

(2) 申請書類

必要書類	必要部数など	オンライン申請	窓口申請
☐ 支給認定申請書兼施設入所(園)申込書	お子さま1人につき1部	フォーム入力	書類提出
☐ 同意書・誓約書	お子さま1人につき1部	//	//
☐ 「保育を必要とする事由」の確認書類 P.9 をご確認ください。	保護者1人につき1部	書類準備 ・ フォーム入力	//
☐ 世帯の状況により「該当する場合のみ必要となる書類」 P.10 をご確認ください。	対象となる方1人につき 1部	//	//
☐ その他必要書類	世帯の状況などにより追加書類を頂くことがあります。	//	//

(3) 申請受付期間

入所希望月		申込受付期間				
令和 8 年	4 月	1次募集 R7.11.1(土)0時00分 ～ R7.11.30(日)23時59分 2次募集 R7.12.1(月)0時00分 ～ R8.2.28(土)23時59分 ※令和8年3月1日(日)以降は随時受付を行い、2次募集分の調整が完了次第、 申込順に調整				
	5 月	R8.1.11(日)	0時00分	～	R8.4.10(金)	23 時 59 分
	6 月	R8.2.11(水)	〃	～	R8.5.10(日)	〃
	7 月	R8.3.11(水)	〃	～	R8.6.10(水)	〃
	8 月	R8.4.11(土)	〃	～	R8.7.10(金)	〃
	9 月	R8.5.11(月)	〃	～	R8.8.10(月)	〃
	10 月	R8.6.11(木)	〃	～	R8.9.10(木)	〃
	11 月	R8.7.11(土)	〃	～	R8.10.10(土)	〃
	12 月	R8.8.11(火)	〃	～	R8.11.10(火)	〃
令和 9 年	1 月	R8.9.11(金)	〃	～	R8.12.10(木)	〃
	2 月	R8.10.11(日)	〃	～	R9.1.10(日)	〃
	3 月	R8.11.11(水)	〃	～	R9.2.10(水)	〃

●上記申請受付期間は、オンライン申請の受付期間となります。

●窓口申請をご希望の場合、申請受付期間は平日の 8 時 30 分～17 時 15 分までとなります。

なお、申請受付期間の開始日・終了日が土日祝日の場合は下記の対応となりますのでご注意ください。

受付開始日が土日祝日…翌営業日の 8 時30分から

(例:5 月入所希望の場合 R8.1.13(火)8 時30分から)

受付終了日が土日祝日…前営業日の17時15分まで

(例:6 月入所希望の場合~R8.5.8(金)17時15分まで)

「保育を必要とする事由」の確認書類および保育必要量・認定期間

△ 確認書類は証明日が申込日から3カ月以内のものが有効となりますのでご注意ください △

保育を必要とする事由	確認書類	保育必要量	認定期間
月 120 時間以上 <u>就労</u> する	就労証明書※	保育標準時間	証明書で届け出た就労が続いている間
<u>月 48 時間以上 120 時間未満</u> かつ <u>月 12 日以上就労</u> する	就労証明書※	保育の必要量に応じて認定	
お母さまが <u>出産の前後</u> である	・母子手帳の表紙 ・母子手帳の出産予定日がわかるページ	保育標準時間	産前 6 週(多胎児は 14 週)から、出産日から 8 週を経過する日の翌日が属する月末まで
<u>疾病</u> にかかる、 <u>負傷</u> している、または精神・身体に <u>障がい</u> をおっている	・診断書(疾病)※ ・該当する手帳	保育標準時間	完治等により左記の理由が解消するまで
親族を <u>常時介護・看護</u> している	・診断書(看護・介護)※ ・該当する手帳	保育の必要量に応じて認定	介護・看護を継続している間
震災、風水害、火災等の <u>災害復旧</u> にあたっている	・災害復旧申立書(ボランティアの場合)※ ・り災証明書	保育標準時間	災害復旧に従事している間
継続的に <u>求職活動</u> や <u>起業活動</u> を行っている	—	保育短時間	求職活動開始から 89 日目を迎える日の月末まで
学校教育法に規定された学校や職業訓練校に <u>在学中</u>	学生証または在学証明書	保育の必要量に応じて認定	卒業(修了)予定日が属する月末まで
育児休業法に基づく <u>育児休業</u> を取得している	就労証明書※ ・育児休業取得期間 ・復職予定日が記載されているもの	保育短時間 ※奄美市では子の発達や成長のために育児休業での認定をもうけています。	育児休業対象児童が 1 歳を迎える前日が属する月末まで
パートタイム勤務など、育児休業法に基づく制度はないが、 <u>出産前の勤務先に出産後再雇用</u> されることが決まっている(<u>みなし育休</u>)	就労証明書※ 出産前の勤務先が就労開始日を記載したもの		※育児休業対象児童が保育施設等に入所を希望しているが入所できない場合は 2 歳を迎える前日が属する月末まで

※指定様式：奄美市HPまたは市役所各総合支所保育担当課で最新版をお受け取りください。

世帯の状況により「該当する場合のみ必要となる書類」

対象となる状況に該当する場合、「保育を必要とする事由」の確認書類に加え、下記必要書類のご準備をお願いいたします。

対象となる状況	必要書類
障がいを持っている世帯員がいる場合	該当する手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
離婚調停中で配偶者と別居して半年が過ぎている場合	離婚調停中であることを確認できる書類 ・調停申立書の写し など ※調停はしておらず離婚協議中で配偶者と別居して半年が過ぎている場合は別途ご相談ください。

6. 奄美市外の教育・保育施設を利用したい場合（広域入所）

里帰り出産や勤務地が奄美市外にある等の場合、奄美市外の保育施設等の利用を希望することができます。自治体によっては、所管地域外からの入所を受け付けていない場合もありますのでご了承ください。

※お申し込みの前に希望する保育施設がある自治体へ次の事項をご確認ください※

- ①他市町村からの申し込み制限 ②申請締切日 ③申し込みする際の注意点
- ④希望する保育施設等の空き状況

STEP01 必要書類を準備し、奄美市に提出（提出方法は「5. 利用申し込みについて」（P.7）参照）



提出書類を奄美市で確認後、相手方自治体へ送付いたします。申請締切日直前の提出では間に合わないことも考えられますので、余裕をもってご提出ください。

STEP02 奄美市から相手方自治体へ書類送付（協議）



相手方自治体からの依頼に基づき、奄美市から申請者へ追加書類の提出を依頼する場合があります。

STEP03 相手方自治体から奄美市へ届いた協議結果を申請者へ通知



相手方自治体から奄美市に利用可否の結果が送付されますので、奄美市から申請者に対して結果を通知いたします。

STEP04 内定手続き

利用可（内定）の場合、自治体によって内定施設での面談や健康診断の受診等が必要になることがあります。相手方自治体の指示に沿ってご対応ください。

《 広域入所の申請にあたってご注意いただきたいこと 》

- 申請時点で奄美市内の認可保育施設等を利用している場合、相手方自治体の認可保育施設等を利用する期間は退所（園）しなければなりません。（二重在籍はできません）
- 広域入所の利用終了後、再び奄美市内の認可保育施設等の利用を希望する場合は、新たに入所（園）手続きが必要となり、空きがない場合は入所保留（待機）となることもあります。
- 広域入所をせず、相手方自治体の認可外保育施設等（一時預かりなど）を利用する場合は、退所（園）する必要はありません。ただし、長期欠席の期間を超える場合は退所となります。
また、現在利用中の認可保育施設等で保育料が発生している場合は、相手方自治体で認可外保育施設等を利用している間も保育料が発生いたしますのでご了承ください。
- 広域入所の利用期間中に利用期間や保育を必要とする事由に変更がある場合は、まず奄美市こども未来課へご連絡ください。

7. 教育・保育施設をご利用中のお手続きについて

支給認定の変更

保育を必要とする事由(P.9)や世帯の状況などに変更がある場合は、支給認定変更申請が必要です。

オンライン申請でのお手続きが可能ですので、変更になることが判明次第、各総合支所保育担当課へお問い合わせいただき、必要書類等を確認のうえご対応ください。

※申請内容の虚偽等が発覚した場合、支給認定を取り消し、保育施設の退所や教育施設の預かり保育無償利用解除となる場合がありますのでご注意ください。

育児休業を取得する場合

第2子以降の出産による育児休業を取得する方で、「妊娠・出産」の理由により保育施設を利用しているきょうだいがいらっしゃる場合は、下記に該当し保育の必要性が認められる場合に限り、特例として保育施設を一定期間継続して利用することができます。

ケース	利用可能期間	確認書類
育児休業法に基づく 育児休業 を取得する	育児休業対象児童が1歳を迎える前日が属する月末まで	就労証明書※ ・育児休業取得期間 ・復職予定日 が記載されているもの
パートタイム勤務など、育児休業法に基づく制度はないが、 出産前の勤務先に出産後再雇用されることが決まっている(みなし育児)		就労証明書 出産前の勤務先が就労開始日を記載したもの

2号認定(保育利用)から1号認定(教育利用)への変更(※認定こども園に限る)

認定こども園で2号認定(保育利用)を受けているお子さまについて、保護者の保育を必要とする事由がなくなり保育利用ができなくなる場合、1号認定(教育利用)に変更して引き続き認定こども園を利用することができます。

この場合、2号認定から1号認定への支給認定変更申請が必要となりますので、利用施設または各総合支所保育担当課へお問い合わせください。

延長保育

就労時間の関係などで認定されている保育必要量を超えてお子さまを預けたい場合、延長保育の利用ができます。利用料や利用可能時間については、利用施設へお問い合わせください。

｜ 転園（施設変更）

利用する教育・保育施設の変更を希望される場合は、入所 3 カ月後から転園申請を行うことができます。申請方法については各総合支所保育担当課までお問い合わせください。

｜ 長期欠席

児童の疾病などの理由でやむを得ず欠席する場合、連続して 89 日目を迎える月の月末まで在籍できます。欠席期間がこの期間を超える場合は退所となります。

｜ 退所（利用辞退）

奄美市外へ転出する場合や保育を必要とする事由がなくなる場合、その事実が判明次第、各総合支所保育担当課へお問い合わせのうえ「退所（園）届」をご提出ください。

8. 保育所利用料について

奄美市保育所利用料について

保育所利用料の決定は、児童の年度当初年齢区分と保護者の市町村民税額を基に算定されます。4月～8月分は前年度の市民税額、9月～翌3月分は、今年度の市民税額から算定します。（祖父母等同居世帯の場合、世帯の状況等により祖父母も含めます。）なお、市町村民税額を計算する場合、「住宅取得特別控除・配当控除・外国税額控除・国税電子申告（e-tax）・ふるさと納税控除・寄付金（共同募金会・日本赤十字社）控除」の適用はありません。

※認可保育所・地域型保育施設・認定こども園（保育）の保育利用料は公立・私立とも同額です。

※年収目安については、世帯の控除等の状況により実際の年収とは異なることもありますのでご注意ください。

※指定都市からの転入者については市町村民税所得割課税額に6/8を乗じたものにより算定します。

※子育て支援のため国基準額から6割負担（3階層、4階層については5割負担）とし、差額は市が支援を行います。

ひとり親世帯等に該当する場合は、保育料の軽減があります

「ひとり親世帯等」とは以下に該当する世帯です。利用料が軽減されますので担当者へ申請してください。

- 1 母子（父子）世帯（児童扶養手当またはひとり親家庭医療の受給対象保護者）
- 2 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- 3 特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金の障害基礎年金の受給者を有する世帯

※ 未婚のひとり親についても、「みなし寡婦控除」の適用がありますのでお問い合わせください。

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		参考（国基準） その他世帯 3歳未満児 標準	保育所利用料金表（単位：円）			
			その他世帯		ひとり親世帯等	
			3歳未満児		3歳未満児	
階	層 定義 （年収目安）		標準	短時間	標準	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯 （～約260万円）	0	0	0	0	0
3	Ⅱ所得割課税額 48,600円未満 （～約330万円）	19,500	9,700	9,600	4,500	4,500
4-1	Ⅱ所得割課税額 57,700円未満 （～約360万円）	30,000	15,000	14,800	4,500	4,500
4-2	Ⅱ所得割課税額 97,000円未満 （～約470万円）	30,000	15,000	14,800	所得割課税額が77,101円以上の世帯については、ひとり親世帯等に該当する場合も左欄と同額となります。	
5	Ⅱ所得割課税額 169,000円未満 （～約640万円）	44,500	26,700	26,300		
6	Ⅱ所得割課税額 301,000円未満 （～約930万円）	61,000	36,600	36,000		
7	Ⅱ所得割課税額 397,000円未満 （～約1,130万円）	80,000	48,000	47,200		
8	Ⅱ所得割課税額 397,000円以上 （約1,130万円～）	104,000	62,400	61,400		

多子世帯への軽減について（階層区分ごとに異なります）

3、4-1階層について	保育所等の同時入所を問わず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
4-2～8階層について	保育所等（公立・私立幼稚園含む）に同時入所している場合に限り、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

ひとり親世帯等に該当する場合の多子世帯への軽減について

3、4-1階層について	保育所等の同時入所を問わず、第2子以降は無料となります。
4-2～8階層について	その他世帯と同様の軽減になります。

9. 給食費免除範囲について

給食費免除範囲について

給食費（副食費）は保育所利用料の決定と同様に、児童の年度当初年齢区分と保護者の市町村民税額を基に算定されます。4月～8月分は前年度の市民税額、9月～翌3月分は、今年度の市民税額から算定します。（祖父母等同居世帯の場合、世帯の状況等により祖父母も含めます。）なお、市町村住民税額を計算する場合、「住宅取得特別控除・配当控除・外国税額控除・国税電子申告（e-tax）・ふるさと納税控除・寄付金（共同募金会・日本赤十字社）控除」の適用はありません。

※0～2歳児の給食費は保育所利用料に含まれます。3～5歳児は幼児教育・保育の無償化により保育料が無償化されましたが、給食費は無償化対象とならないため施設にて徴収となります。給食費は施設の設定する金額により異なります。

※年収目安については、世帯の控除等の状況により実際の年収とは異なることもありますのでご注意ください。

※指定都市からの転入者については市町村民税所得割課税額に6/8を乗じたものにより算定します。

ひとり親世帯等に該当する場合は、給食費免除範囲が異なります

「ひとり親世帯等」とは以下に該当する世帯です。給食費が軽減される場合がありますので担当者へ申請してください。

- 1 母子（父子）世帯（児童扶養手当またはひとり親家庭医療の受給対象保護者）
 - 2 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
 - 3 特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金の障害基礎年金の受給者を有する世帯
- ※ 未婚のひとり親についても、「みなし寡婦控除」の適用がありますのでお問い合わせください。

幼稚園・認定こども園（1号）

階層	世帯	年収ベース	所得割ベース	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	-	0～77,100	免除		
2	非課税世帯	260万未満相当				
3	課税世帯	360万未満相当				
4	課税世帯	680万未満相当	77,101～	徴収		小学3年生以下の第3子以降免除
5	課税世帯	680万以上相当				

認可保育所・認定こども園（2号）

階層	世帯	年収ベース	所得割ベース	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	-	0～0	免除		
2	非課税世帯	260万未満				
3	課税世帯	330万未満	1～48,599			
4（1）	課税世帯	360万未満	48,600～57,699	徴収		
4（2）	課税世帯	470万未満	57,700～96,999			
5	課税世帯	640万未満	97,000～168,999			
6	課税世帯	930万未満	169,000～300,999			
7	課税世帯	1,130万未満	301,000～396,999			
8	課税世帯	1,130万以上	397,000～			

ひとり親世帯等に該当する場合の多子世帯への軽減について

ひとり親世帯等に該当する場合、所得割課税額が77,101円未満の世帯については、免除となります。所得割課税額が77,101円以上の場合は、他の世帯と同等となります。

10. 各種利用料等のお支払いについて

■ 保育所利用料 口座振替日:利用月の25日／納付書納期限:利用月の翌月5日

利用施設	0～2 歳児	3～5 歳児
認可保育所(園)	支 払 先： 奄美市 支払方法： 口座振替または納付書	保育料無償化
私立認定こども園	支 払 先： 各施設	
地域型保育	支払方法： 各施設へお問い合わせ	

■ 給食費(副食費) 口座振替日:利用月の25日／納付書納期限:利用月の翌月5日

利用施設	0～2 歳児	3～5 歳児
地域型保育	保育所利用料に 含まれています	
公立保育所 公立認定こども園		支 払 先： 奄美市 支払方法： 口座振替または納付書
私立認可保育所(園) 私立認定こども園		支 払 先： 各施設 支払方法： 各施設へお問い合わせ
公立幼稚園 あさひ幼稚園		

■ 幼稚園バス利用料 口座振替日:利用月の24日／納付書納期限:利用月の翌月5日

利用施設	0～2 歳児	3～5 歳児
名瀬幼稚園		支 払 先： 奄美市 支払方法： 口座振替または納付書

※口座振替日が土日祝日にあたる場合は翌金融機関営業日となります。

※納付書払は、指定金融機関・コンビニエンスストア各店舗または奄美市指定のアプリ決済にて対応可能です。

※行事費等のその他徴収金については各施設によって金額が異なるため、利用施設へお問い合わせください。

各種利用料等の滞納について

保育所利用料等を滞納された場合は督促状を発行いたします。期日までに納付がない場合、地方税の滞納処分の例により滞納処分を行います。

納付が難しい場合は、お早めに各総合支所保育担当課へご相談ください。

認可保育施設一覧(名瀬地区)

令和7年10月改定

施設名	種別	設置者	施設長名	所在地	電話番号 (市外局番:0997)	定員	利用可能年齢
		利用可能時間 0歳児、1歳児以上など（延長保育を利用した際の利用可能時間）					
		施設の特徴・目標など					
小浜保育所	保育所	奄美市	坂井 真澄	名瀬小浜町32-1	52-2140	150	首が座った頃～5歳児
		1～5歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 0歳児クラス … 8:00～17:30(8:00～18:00)					
		広い園庭でよく遊び、よく食べ、「みんな元気、笑顔あふれる小浜っ子」「一人一人が輝ける子に」を目標にしています。					
輪内保育所	保育所	(社福)奄美市社会福祉事業団	森 のりみ	名瀬鳩浜町313	53-6094	150	首が座った頃～5歳児
		満1歳～5歳児 … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 満1歳未満児 … 8:30～17:30(8:30～17:30) ※要相談					
		地域力が強く、今までも伝統行事が若い世代に受け継がれ、パワフルな輪内地区にある保育所です。 「保護者と共に育ちあう保育所」を目指し、「心も体もたくましく強い子に」「自ら学び自ら友達や人と関わる子に」を目標に、絵本や島の自然・文化にたっぷり触れさせ、島大好きな子ども達になってほしいと、日々保育に取り組んでいます。					
金久保育所	保育所	(社福)奄美市社会福祉事業団	今田 鈴恵	名瀬柳町6-2	52-5528	120	首が座った頃～5歳児
		満1歳～5歳児 … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 満1歳未満児 … 8:30～17:30(8:30～17:30) ※要相談					
		①官公庁や小学校、商店街などが近くにあり、様々な校区からのニーズがあります。 ②公園やAiAi広場、神社、おがみ山なども身近にあり、園外保育が充実しています。自然に触れ、子どもたちの笑顔と「できた！」を大切にする保育所です。					
平田保育所	保育所	(社福)奄美市社会福祉事業団	植田 まゆみ	名瀬平田町1365-6	53-9297	60	首が座った頃～5歳児
		満1歳～5歳児 … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 満1歳未満児 … 8:30～17:30(8:30～17:30) ※要相談					
		子ども達の気持ちに寄り添い安心した環境の中で一人ひとりを大切にする保育園 ①広い園庭の自然あふれるテイク(太陽)のもと 生きる力を育む ②家庭的な中で異なる年齢交流を楽しみ優しさや思いやりの心を育てる ③保護者と共に育ちあひ地域に開かれた保育所					
春日保育園	保育所	(社福)聖隷福祉事業団	吉山 春香	名瀬春日町1-1	52-1177	110	首が座った頃～5歳児
		1～5歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 0歳児クラス … 8:00～18:00(8:00～18:00)					
		【施設理念】「今の時を喜びと感謝を持って生きる」～子どもたちの心身の成長を私たちが幸せと受け止め共に育つ春日保育園でありたい～ ①こどものありのままを受け入れ、一人ひとりに応じた保育、活動や遊び、生活を保障する ②こどもの声に耳を傾け、様々な体験が出来るように支える ③こどもとこども、こどもと大人、こどもと地域のつながりを大切にする保育を行う					
こしゆくこども園	こども園	(社福)大津福祉会	白濱 律子	名瀬平松町462-1	52-0500	80	首が座った頃～5歳児
		1～5歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 0歳児クラス … 8:00～18:00(8:00～18:00)					
		①生きる力を育てるメソッド ②認めてほめる保育・教育 ③小学校と連携した幼児教育の推進 ④専門講師による英語・体操・サッカー・陶芸・水泳などの特別保育を行い楽しく個々の才能を伸ばします。					
朝仁保育園	こども園	(社福)真正会	加世田 勇	名瀬朝仁新町25-18	53-4738	105	首が座った頃～5歳児
		1～5歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 0歳児クラス … 8:30～17:30(8:30～17:30)					
		①改築し、広く新しく木のぬくもりを感じる園舎でのびのびと保育を行っています。 ②専任講師による運動あそびや、英語、知育などを取り入れ、一人一人の個性を尊重します。 ③幼保連携型認定こども園として1号認定(教育標準時間)15名の受け入れを行っています。					
いっばいっばい	家庭的	(有)わんわんネット	川崎 佳恵	名瀬永田町4-15 2F	57-7852	5	首が座った頃～2歳児
		満1歳～2歳児 … 7:00～18:00(7:00～18:30) / 0歳児 … 8:00～18:00(8:00～18:00)					
		①定員5名ならではの手厚い保育。 ②保護者の想いに寄り添いながら、その子らしさや発達段階に合わせた関わりを行います。 ③おがみ山の緑のふもとで、お子さんの大事な時期の成長と一緒に見守ります。					
たんぼぼ保育園	小規模A	(一社)たんぼぼ	対島 千鶴子	名瀬古田町5-14	54-5757	12	首が座った頃～2歳児
		0・1・2歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00)					
		①子どもの成長に合わせ、丁寧できめ細やかな保育の提供をします。 ②近くには公園や図書館があり、外遊びや多くの絵本との出会いがある保育環境です。 ③広く開放的な保育室があり、アスレチック活動を多く取り入れ運動能力の向上を目指しています。					
保さくら園	小規模B	(株)さくらみらい	徳永 貴子	名瀬幸町14-16	53-7123	19	首が座った頃～2歳児
		0・1・2歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00)					
		①ひとりひとりの気持ちに寄り添いながら個々の成長に合わせた保育を目指しています。 ②「つよく、あかるく、のびのびと」をモットーに一人一人の個性があふれ笑顔がたくさん引き出せる保育を目指しています。 ③地域との交流を大切にしながら近くの公園や商店街に出かけたり、公共施設を利用し楽しんでいます。					

認可保育施設一覧(名瀬地区)

令和7年10月改定

施設名	種別	設置者	施設長名	所在地	電話番号 (市外局番:0997)	定員	利用可能年齢
		利用可能時間 0歳児、1歳児以上など（延長保育を利用した際の利用可能時間）					
		施設の特徴・目標など					
森の くっかる おうち	小規模 B	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	越間 聡美	名瀬小宿1602	54-8566	7	首が座った頃～2歳児
		1～2歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 0歳児クラス … 7:00～18:00(8:00～19:00)					
		①食育を大切にしています。添加物・化学調味料は使用しません。 ②ひとりひとりの想いに寄り添いながら心身の成長を見守ります。 ③島の文化を大切にしています。伝承遊び(島唄と島の手遊び) ④恵まれた自然環境の中で、小動物とのふれあいや園庭遊びから五感の育つ保育を行っています。					
ひよこの おうち	小規模 B	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	赤崎 紀子	名瀬港町5-10	53-3570	9	首が座った頃～2歳児
		1～2歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 0歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00)					
		①いつも明るく元気な子。 ②情緒を育てる為にわらべ歌、絵本の読み聞かせを取り入れています。 ③子ども達の健やかな成長の為に、食べることを大切にしています。					
みつばち 保育所	小規模 B	合同会社 みつばち	福井 百代	名瀬柳町1-15	69-4607	12	首が座った頃～2歳児
		1～2歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 0歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00)					
		①子供たちの個性に寄り添う保育を心掛けています。 ②「食」の大切さを共に考え、無理せず「完食」を目標にしています。 ③公園や公共施設利用しながら、体操教室の実地。園、内外の保育に取り組んでいます。					

認可保育施設一覧(住用地区)

令和7年10月改定

施設名	種別	設置者	施設長名	所在地	電話番号 (市外局番:0997)	定員	利用可能年齢
		利用可能時間 0歳児、1歳児以上など（延長保育を利用した際の利用可能時間）					
		施設の特徴・目標など					
すみよう こども園	認定こども園 幼保連携型	奄美市	未定	住用町摺勝555番地13	未定	40	首が座った頃～5歳児
		1～5歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 0歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00)					
		※R8年度より新設予定。 ※教育での利用も受付ます(利用時間:3歳児～5歳児…8:30～14:00)					

認可保育施設一覧(笠利地区)

令和7年10月改定

施設名	種別	設置者	施設長名	所在地	電話番号 (市外局番:0997)	定員	利用可能年齢
		利用可能時間 0歳児、1歳児以上など（延長保育を利用した際の利用可能時間）					
		施設の特徴・目標など					
かさり こども園	認定こども園 幼保連携型	奄美市	吉田 米秀	笠利町万屋1164番1	未定	100	首が座った頃～5歳児
		1～5歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 0歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00)					
		※R8年度から赤木名こども園は、(新設)かさりこども園へ移転予定。 ※教育での利用も受付ます(利用時間:3歳児～5歳児…8:30～14:00)					
節田 保育所	保育所	奄美市	石神 康郎	笠利町節田345	63-2093	60	首が座った頃～5歳児
		1～5歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 0歳児クラス … 8:30～16:30(8:00～18:00) ※要相談					
		自主的で想像力豊かに思いやりのある子を目標とし、ゆったりとした雰囲気の中で情緒の安定を図る保育をすすめます。					
宇宿 保育所	保育所	奄美市	徳永 裕子	笠利町宇宿2358-5	63-1901	45	首が座った頃～5歳児
		1～5歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00) / 0歳児クラス … 7:00～18:00(7:00～19:00)					
		「元気に遊び創造力豊かで思いやりのある子ども」を目標に掲げ、自然豊かな環境の中でのびのびと元気に過ごしています。					
笠利 こども聖母園	認定保育所 も型園	(社福)カリタスの園	水間 なるみ	笠利町笠利882	63-8664	60	首が座った頃～5歳児
		0～5歳児クラス … 7:15～18:15					
		大自然と人情味豊かな環境の中で、子ども達は、神様の存在を知り、祈る心思いやりと感謝の心を育みながら、個性を伸ばし、心身ともに健やかに成長していきます。					

※ 各施設の詳細については、直接施設へお尋ねください。※ 年齢表記は 満〇歳(今時点年齢)〇歳児クラス(年度当初年齢)

※ 家庭的・小規模は3歳を迎えた年度末まで利用ができます。卒園後は保育所へ優先的に転園できます。

認可外保育施設・一時預かり施設

令和7年10月改定

※ 調査時から変更になっていることもあります。詳細につきましては各施設に直接お問い合わせくださいますようお願いいたします。

保みど園り	所在地	奄美市名瀬鳩浜町55-1	電話番号	0997-52-4243
	対象年齢	0.3ヶ月～6歳(就学前まで)	開所時間	7:30～18:30(土曜のみ8:00～18:00)
	昼食	保育料に含む 除去食対応可能	土・日・祝	○・×・×
			一時預かり	0～3歳児:500円/時 4～6歳児:300円/時
	保育料	月額 0～1歳児:35,000円 2～3歳児:33,000円 4～6歳児:30,000円 他 半日あります。 ・延長保育500円/30分(18:30～19:00まで)		
公益財団法人 奄美病院 さくらんぼ保育園	所在地	奄美市名瀬浜里町171-1	電話番号	0997-57-1500
	対象年齢	0,1,2歳(原則)	開所時間	7:30～18:30
	昼食	保育料に含む	土・日・祝	○・×・×
			臨時預かり(お仕事の方のみ)	1日1,700円/半日700円
	保育料	月極14,000円(従業員・関連企業枠)/月極22,000円(地域枠) 兄弟割有り		
奄美中央病院 ひまわり保育園	所在地	奄美市名瀬長浜町8-7	電話番号	0997-54-2355
	対象年齢	1歳～2歳	開所時間	8:00～18:00
	昼食	保育料に含む	土・日・祝	○・×・×
	保育料	第1子 29,000円、第2子 19,000円(月額) 半日預かり 16,000円(月額) ※入園料2,000円、おやつ代1,300円(月額)、冷暖房費(稼働期のみ)220円(月額)		
すまいる 保育園	所在地	奄美市名瀬仲勝町7-21	電話番号	0997-52-6511
	対象年齢	3ヶ月～2歳	開所時間	7:30～18:30
	昼食	1日300円(おやつ代含む)	土・日・祝	○・○・○
	保育料	30,000円(地域枠)		
あまみの ほいくえん	所在地	奄美市名瀬浦上町2-12	電話番号	0997-57-1239
	対象年齢	1歳～就学前	開所時間	8:30～17:30
	昼食	食事代 5,000円	土・日・祝	○・×・×
	保育料	月極 1～2歳児:42,000円 3～5歳児:37,000円 入会金:20,000円		
名瀬信愛 幼稚園	所在地	奄美市名瀬幸町9-10	電話番号	0997-52-0988
	対象年齢	2歳～3歳	開所時間	8:00～14:00 14:00～18:00
	昼食	給食費 2,500円	土・日・祝	×・×・×
	保育料	8:00～14:00(22,000円) ・ 14:00～18:00(月極12,000円・日割800円)		
こどもの家	所在地	奄美市名瀬永田町20-22	電話番号	090-2710-8750
	対象年齢	1歳～就学前	開所時間	18:00～6:00
	夕食	食事代 5,000円(おやつ代含む)	土・日・祝	○・×・○
			一時預かり	1,000円/時
	保育料	月極 1歳児:60,000円 2歳児:55,000円 3～5歳児:50,000円 定期契約(13日) 1歳児:40,000円 2歳児:35,000円 3～5歳児:30,000円 入会金:20,000円		
ひよこクラブ (朝に保育園) 一時預かり事業	所在地	奄美市名瀬朝仁新町25-18	電話番号	0997-57-1126
	対象年齢	1歳～就学前まで	開所時間	8:30～17:30
	昼食	保育料に含む	土・日・祝	○・×・×
	保育料	1歳児2,000円 ・ 2歳児1,800円 ・ 3歳以上1,500円 月極めもあります。		
わくわくひろば (港町児童センター) 一時預かり事業	所在地	奄美市名瀬港町5-18	電話番号	0997-53-5900
	対象年齢	1歳～3歳まで	開所時間	8:30～17:30
	昼食	なし	土・日・祝	○・×・×
	保育料	1時間300円		
さくらんぼ (保育園) 一時預かり事業	所在地	奄美市名瀬幸町14-16 2階	電話番号	0997-57-0077
	対象年齢	0歳児(8ヶ月頃)～就学前	開所時間	月極8:00～17:30/一時8:30～17:30
	昼食	保育料に含む	土・日・祝	○・×・×
	保育料	30,000円/月、2,200円/日、1,400円/半日		

認可外保育施設・一時預かり施設

令和7年10月改定

※ 調査時から変更になっていることもあります。詳細につきましては各施設に直接お問い合わせくださいますようお願いいたします。

一時預かり事業 預かりルーム みつばち	所在地	奄美市名瀬柳町1-15奄美ミハラビル1F	電話番号	0997-69-4607
	対象年齢	0歳～入学前まで	開所時間	8:00～18:00
	昼食	保育料に含む	土・日・祝	○・×・×
			一時預かり	400円/時 1,200～2,500円/日
	保育料	26,000円～30,000円(月極) ・ 18,000円～20,000円(月極・短時間) ・ 学童 11,000円		
一時預かり事業 こども園	所在地	奄美市名瀬平松町462番地1	電話番号	0997-52-0500
	対象年齢	1歳3ヶ月～就学前	開所時間	8:30～17:30
	昼食	保育料に含む	土・日・祝	○・×・×
	保育料	1歳児2,000円/日、2歳児1,800円/日、3歳児以上1,500円/日 他、半日・月極あります		
一時預かり事業 (すまいる保育園)	所在地	奄美市名瀬仲勝町7-21	電話番号	0997-52-6511
	対象年齢	1歳～就学前	開所時間	9:00～17:00
	昼食	1日300円(おやつ代含む)	土・日・祝	○・×・×
	保育料	1,700円/1日、700円/半日		
一時預かり事業 名瀬聖母幼稚園	所在地	奄美市名瀬平田町20-1	電話番号	0997-52-0904
	対象年齢	満2歳～就学前	開所時間	8:00～14:00/14:00～18:00
	昼食	2,900円(月額)	土・日・祝	×・×・×
	保育料	月極23,000円 日払1,200円 ・ 預かり保育(14:00～)月極5,800円 日払480円		
保育園 笠利聖母保育園	所在地	笠利町笠利882	電話番号	0997-63-8664
	対象年齢	0歳～5歳児	開所時間	9:00～16:00
	昼食	200円/日(おやつ代含む)	土・日・祝	○・×・×
	保育料	0～1歳児 2,200円/日 ・ 2歳児 1,600円/日 ・ 3～5歳児 1,300円/日		

ベビーシッター

※無償化対象として利用希望の場合は利用前に市へ申請が必要となります。

※幼稚園・認定こども園在籍児童・・・預かり保育を十分に実施している施設に在籍している児童は無償化対象となりません。

奄美を旅するベビーシッターにゃお先生 千足菜穂(ちあしなほ)	所在地	依頼者様のご自宅または指定場所	電話番号	080-1750-3764
	対象年齢	0歳0ヶ月～12歳	開所時間	24時間(要予約)
	昼食	なし	土・日・祝	○・○・○
	マッチングサイト	キズナシッター		
	保育料	お子さま1人で利用の場合:保育料1,600円～×利用時間+交通費25円/km お子さま2人で利用の場合:上記保育料+650円×利用時間+交通費25円/km お子さま3人で利用の場合:上記保育料+1,300円×利用時間+交通費25円/km ※0歳の場合:保育料+200円、1歳の場合:保育料+100円 ※夜間料金あり		
わんくあ	所在地	依頼者様のご自宅または指定場所	電話番号	090-9727-9929
	対象年齢	0歳6ヶ月～15歳	開所時間	24時間(要予約)
	昼食	なし	土・日・祝	○・○・○
	マッチングサイト	-		
	保育料	お子さま1人で利用の場合:保育料1,665円～×利用時間+交通費22円/km お子さま2人で利用の場合:上記保育料+500円×利用時間+交通費22円/km お子さま3人で利用の場合:上記保育料+1,000円×利用時間+交通費22円/km ※0歳～2歳の場合:保育料+0円～500円(登録しているベビーシッターによって異なる) ※夜間料金あり		

教育施設一覧(名瀬地区)

令和7年10月改定

施設名	種別	設置者	所在地	電話番号 (市外局番:0997)	定員	利用可能年齢	
		利用可能時間（預かり保育(2号認定)を利用した際の利用可能時間)					
		施設の特徴・目標など					
名瀬幼稚園	幼稚園	奄美市	名瀬幸町25－16	52－0679	120	3歳児～5歳児	
		利用可能時間	月・火・木・金 …8:30～14:00(預かり保育 7:30～8:30・14:00～18:00) 水 …8:30～11:30(預かり保育 7:30～8:30・11:30～18:00) 土・長期休業 …7:30～18:00(預かり保育のみ)				
		①教育目標「心身ともに健康でたくましく豊かな感性をもつ子どもを育てる」をもとに教育課程を作成しています。 ②自然体験と郷土教育を取り入れながら、心豊かな子どもたちの育ちを支えています。 ③園外保育(海洋展示館・おがみ山 等)や地域の施設利用(市民体験交流館へ絵本の貸し出し等)もあります。 ※昼食:月…おかずの日(ご飯持参)、火・金…弁当、木…おにぎり					
あさひ幼稚園	幼稚園型認定こども園	奄美市	名瀬朝日町31－5	53－2370	120	3歳児～5歳児	
		利用可能時間	1号認定(幼稚園利用) 月～金 … 8:30～14:00 2号認定(保育利用) 月～土および長期休業中 … 7:30～18:00				
		【教育目標】 ①健康でたくましい子ども ②明るく優しい子ども ③進んで取り組みががんばる子ども ④仲良く協力する子ども ⑤考え工夫する子ども 【特徴】 ①運動会を合同で行う等幼小連携をしています。②1週間を通して学校給食センターの給食(副食:おかずのみ)があります。③山や川など自然環境に恵まれています。					
小宿幼稚園	幼稚園	奄美市	名瀬平松町397	54－0009	60	3歳児～5歳児	
		利用可能時間	月・火・木・金 …8:30～14:00(預かり保育 7:30～8:30・14:00～18:00) 水 …8:30～11:30(預かり保育 7:30～8:30・11:30～18:00) 土・長期休業 …7:30～18:00(預かり保育のみ)				
		【教育目標】じょうぶなからだにやさしい心 みんななかよく助け合う子 【特色ある教育活動】 ①園内の自然環境との触れ合い ②興味・関心を広げる園外保育の実施 ③郷土を愛する島唄, シマグチ活動 ※昼食:月…おかずの日(ご飯持参)、火・金…弁当、木…おにぎり					
名瀬聖母幼稚園	幼稚園	学校法人カリタス聖母学園	名瀬平田町20－1	52－0904	120	満3歳～5歳児	
		利用可能時間	月～金 … 8:40～14:00(預かり保育 7:40～8:20・14:00～18:30) 長期休業中 … 7:40～18:30(預かり保育のみ)				
		* 祈りや聖歌神様のお話を通して心の育ちを大切にします。 * モンテッソーリ教育の取り組みを通して神様からの賜物、かけがえのない存在として子どもたち一人一人と関わっていきます。 * 縦割り保育で、思いやりとやさしさを培います。 * 広い園庭でたくさんあそび、活動を通して体力づくりをします。					
名瀬信愛幼稚園	幼稚園	学校法人奄美信愛学園	名瀬幸町9－10	52－0988	180	満3歳～5歳児	
		利用可能時間	月～金 … 8:00～14:45(預かり保育 14:45～18:00) 長期休業中 … 8:00～18:00(預かり保育のみ)				
		同年齢ではなく、1クラスに3・4・5歳児を混合した縦割り保育をしています。 ひとりひとりの個性をを活かし、いのちの教育を大切にしています。 モンテッソーリ教育(日常生活の練習・言語教育・文化教育・感覚教育・数教育)を実施					

※ 各施設の詳細については、直接施設へお尋ねください。※ 年齢表記は 満〇歳(今時点年齢)〇歳児クラス(年度当初年齢)